

組合青年部研修会開催事業

○事業の概要

1. 補助対象青年部

- (1) 青年中央会の会員であること。
- (2) 青年中央会の会費の滞納が無いこと。
- (3) 実施報告書の作成ができること。

2. 補助対象事業

- ・ 組合青年部において対応を迫られている問題・課題等について、外部専門家(講師)を招いて研修会等を開催する事業。
- ※ 視察研修等の旅費は補助対象外。
- ※ 通常総会と併せて開催される研修会も対象となる。
- 但し、「会場借料」を補助対象とするには、総会との明確な区分が必要。

3. 補助対象経費

- ・ 講師謝金、講師旅費、会場借料、借損料、他。

4. 補助金額

- ・ 総事業費の2/3以内で20万円を上限。

5. 予算及び採択件数

- ・ @20万円 × 5青年部 = 100万円(予定)
- ※ 中央会(親会)の事業予算の為、予算に到達次第締切。(5青年部未満となる可能性あり)

○事業実施の流れ

1. 募集期間

- ・ 令和5年4月3日(月)～4月28日(金)
- ※ 令和5年4月～令和6年3月までに実施予定がございましたら、大まかな内容で結構ですので、「実施計画書」をご提出ください。

2. 事業利用の流れ

- (1) 研修計画の作成 実施計画書を作成 → 中央会へFAX(0952-29-6580)
- (2) 事前打ち合わせ 中央会より詳細確認と事前打ち合わせ(講師への支払い方法、旅費計算、会場予約等)。
- (3) 研修会の実施 原則として、研修会当日は中央会も参加。
- (4) 報告書の提出 当日の報告書(様式自由)、参加者名簿、配布資料、写真等の提出。
- (5) 事業費の支出 補助対象経費の全額を中央会が相手先に支払。
- (6) 負担金の納付 中央会より補助対象経費の1/3を自己負担金として青年部宛てに請求書を発行。

3. 留意事項

- ・ 本事業は、費用の全額を中央会が支払い、青年部の自己負担金を後日請求。
- ※ 青年部が直接支出した経費は補助対象外。